

5月にボートレース多摩川で開催されたSG「第51回ボートレースオールスター」。守屋美穂はハイパワーを武器に予選を4位通過。準優勝戦10Rの2号艇となったが、2コースからコンマ01の勇み足で賞典除外となった。昨年の4月から適用されたSG準優のスタート事故罰則強化により、次のSG競走（尼崎・グランドチャンピオン）から12か月間、SG競走を除外されることとなった。ここまではまだ分かりやすい。しかし、GI・GII競走の除外期間でドタバタがあった。

守屋は4月のGI児島周年記念の準優でもフライングを切っていた。GI競走の準優でスタート事故を起こすと「あっせん辞退期間終了後、当該事故1回につき6か月間の除外」という罰則がある。このため、当時、あっせんが入っていた尼崎・グランドチャンピオン（6月25〜30日）終了後、30日間のF休みを経て、その後6か月間、GI・GII競走を除外されることとなった。

優でフライング。SG準優のスタート事故罰則ではGI・GII競走の除外について「あっせん辞退期間終了後、当該事故1回につき6か月間の除外」と記載がある。つまりGI、GIIの準優とまったく同じ期間GI・GII競走から除外される。当初、日本モーターボート競走会から発表された守屋のGI・GII競走の除外期間は7月1日から60日間（児島の30日に多摩川の30日をプラス）のF休みを経た後、6か月間。つまり8月30日から6か月間除外されるということだった。この場合、児島の除外期間と多摩川の除外期間は約5か月間重複していることになる。しかし、罰則には「当該事故1回につき」と記載されている。したがって、児島の6か月プラス、多摩川の6か月で計12か月が正解だったわけだ。

競走会は5月27日に守屋のGI・GII競走の除外期間が来年度の7月30日までであると訂正発表した。なぜこんな勘違いが起こったのか。一つは複雑過ぎるF罰則のルールがある。もう一つは、オールスターの準優が土曜日だったという点だ。F休みの期間や、F罰則の除外期間については競走会のあっせん課が詳しいが、土日祝日は基本的に休み。広報も同じだ。当直はいるものの、詳しいことまでは分からない。しかしながら、ボートレースの開催が多いのは土日祝日。ビッグレースの準優、優勝戦も土日祝日に組まれることが多い。大変だとは思いますが、365日、最低1人は担当者がいる体制を整えて欲しい。ボートレースは365日、休みなく続いている。年中無休の体制を整えば、こういう勘違いも減らせるはずだ。

年中無休にしろなくても、カバーできる可能性もある。IT化が進み、ボートレースのオフィシャルサイトもかなり進化した。今の技術ならば、守屋のF罰則の期間などについても、瞬時に計算できるはずだ。選手のプロフィールの欄にF休み期間や除外期間なども加えれば、これもファンサービスになる。出走表から直接確認できるようにすればいい。その他にも事故率や、勝率、今期の出走回数、引退勧告につながる4期通算勝率などのデータも提供すればファンは喜ぶはずだ。

もう一つ考えたのは、F罰則強化によるマイナス面についてだ。守屋は昨年度、もつとも舟券が売れた女子レーサー（約69億円）だ。その売れっ子が、1年以上、GI・GII・SG競走から姿を消すのだ。その期間の守屋絡みの舟券の売り上げがどれほど減るのか、想像しただけでぞつとする。例えば、GI2節とSGのあっせんが入っているスター選手がいるとする。GI2節とSG、すべて優秀し、すべてFを切ればSGは24か月、GI・GIIは36か月除外される。昨年度、約125億円も舟券が売れた峰竜太がそうなった場合、彼は引退を選択するだろう。「そんなばかな」と笑うかもしれない。ただ、ルールの絶対ないとは言えない。何度も言っているが、F罰則の強化は愚の骨頂。最悪の事態が起こってから後悔しても遅い。

# 艇言

報知新聞

藤原邦充

藤原邦充（ふじわら・くにみつ）  
1974年生まれ 50歳

香川県観音寺市生まれ。近畿大学を卒業。就職浪人の末、98年に報知新聞入社。芸能社会、中央競馬、ボートレース（1年だけ）、一般スポーツ担当を経て05年から2度目のボートレース担当に。競輪担当になって観音寺競輪取材することが夢だったが、無念の廃止に。